



平成27年9月12日
内閣府（防災担当）

平成27年台風第18号等による大雨に係る 災害救助法の適用について【第4報】

1. 災害の概要

平成27年台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、茨城県、栃木県及び宮城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【茨城県】 古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） 守谷市（もりやし） 筑西市（ちくせいし） 坂東市（ばんどうし） つくばみらい市 （つくばみらいし） 結城郡八千代町 （ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町 （さしまぐんさかいまち） 【栃木県】 栃木市（とちぎし） 佐野市（さのし） 鹿沼市（かぬまし） 日光市（にっこうし） 小山市（おやまし） 下野市（しもつけし） 下都賀郡壬生町 <u>（しもつがぐんみぶまち）</u> 下都賀郡野木町 （しもつがぐんのぎまち）	9月9日	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>仙台市（せんだいし） 栗原市（くりはらし） 東松島市 （ひがしまつしまし） 大崎市（おおさきし） 宮城郡松島町 （みやぎぐんまつしままち） 黒川郡大和町 （くろかわぐんたいわちよう） 加美郡加美町 （かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町 （とおだぐんわくやちよう）</p>	9月10日	台風第18号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

（注）下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、進藤、小川、山内
TEL 03-5253-2111（内線51358）
03-3593-2849（直通）